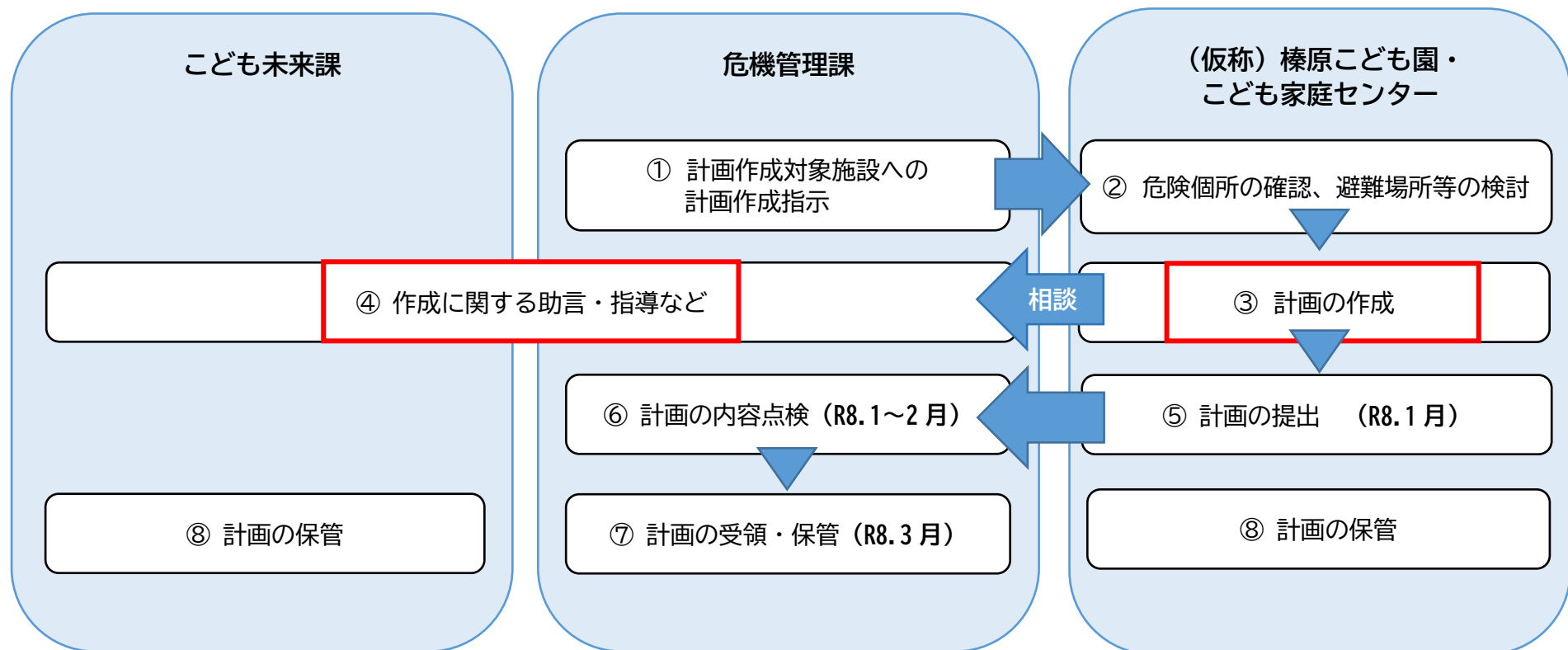


避難確保計画について

平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、「避難確保計画」の作成と市町村への報告、避難訓練の実施が義務付けられました。現在、危機管理監の助言・指導の元、榛原地域就学前施設等の「避難確保計画案」を作成しています。

■ 避難確保計画作成の流れ



現在は、③ 計画の作成を行っており、④ 作成に関する助言・指導を受けているところです。